

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年11月10日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内用圧縮空気系圧縮機(A)入口電磁弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	熱交換器建屋1階北側照明用分電盤(LP-1E31)において、残留熱除去機器冷却系ポンプエリア回路の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該回路を点検・修理。	GⅢ	
3	1号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)貝殻除去装置貝殻排出弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	2号機	補機冷却海水系海水ポンプ出口配管温度検出座付近において、配管保温材より、床面への水の滴下(海水が1滴/130秒)が認められたため、漏えい箇所の調査及び当該配管を修理。	GⅢ	
5	4号機	換気空調系コントロール建屋非常用電気品室圧縮機(D1)において、「圧縮機(D1)潤滑油圧力低」警報が発生し、冷凍機が自動停止したことが認められたため、当該冷凍機自動停止の原因調査。	対象外	H26.11.26再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外